回　覧

～夢・未来へ～
町民と議会をつなぐ

河津町議会だより

号　外
令和６年５月１日

多くの署名と共に提出された陳情に重きをおき議会の対応について報告します。

河津南中学校跡地の桜に関する「意見書の提出を求める陳情」への対応について

経緯

・2023年4月　事業主から河津桜は2本残す計画であるとの説明。
議会から当該地にある河津桜全てを伐採しないよう要望。
・2024年1月　計画通り2本しか残せないと町当局を通じ議会へ伝達。
・2024年3月　河津桜全数伐採を確認。議会から町当局へ状況確認。
事業主から町当局へ木の成育を考え残置は困難と判断し、新たに植栽することへ計画変更となった。
なお、議会への通知や説明が行われなかったため町当局及び事業主からの説明を求めた。
・2024年4月10日　町長と町議会議長宛の要望書と1,490名分の署名が提出された。
12日　町議会議長に意見書提出の陳情書が提出された。

陳情内容

１、南中学校跡地の敷地内の染井吉野桜を現状のまま保護し守ること。
２、南中学校跡地敷地内の駅前通り沿いなどに可能な限り、河津桜を復活させること。

陳情書の内容をご理解いただき、河津町長宛に河津町議会として意見書の提出を願う。

議会の対応

・2024年4月17日　事業主及び町当局からの説明を受け全員協議会を開催。
意見書の取り扱いについて協議し、口頭要望に決定した。
・2024年4月19日　全員協議会を開催。回答書の内容を協議し、陳情者代表への回答の伝達及び町長へ口頭要望を行った。

陳情者代表への回答

１、署名簿と共に提出された陳情書に記載されたソメイヨシノ桜及び河津桜の出自に誤認があること。

２、今後の維持管理や枯損・倒木などによる安全性が確保できないこと、移植も現実的ではないことなどを考えた場合、ソメイヨシノ桜の伐採はやむを得ないと考えられる。

３、事業者が敷地内に河津桜を植栽すると明言したこと。

以上のことなどから書面での意見書提出は行わないとしました。

なお、多くの署名については議会でも重く受止め、町当局に対し口頭で、丁寧で迅速な情報発信、事業者への可能な範囲での河津桜植栽のお願いと、植栽の際に町の積極的な協力について要望することとしました。

町長への口頭要望

多くの方々の河津桜への感情に配慮願いたく、陳情者代表への回答と同内容を述べ、さらに下記を追加し要望した。

１、町民への丁寧で迅速な情報発信をお願いします。

２、事業者へ可能な範囲での河津桜植栽をお願いするとともに、事業者から河津桜植栽の際に協力依頼等があった場合は、積極的な協力をお願いします。

口頭要望時の町長コメント

町民が署名した気持ちを大切にし、町民の理解を得るように事業者と協力しつつ迅速に進めたい。

陳情者代表へ伝達時のコメント

子どもたちや守人の会及び地域の関係者・事業者と共に河津桜の植栽を行ってほしい。

報告は以上です。町民の皆さまのご理解とご了承をお願いいたします。

＜追記＞南中学校跡地に建設中の店舗の車両出入り口に相当する街路樹と低木を伐採することを町当局は承認しています。

河津町議会 広報常任委員会

静岡県賀茂郡河津町田中 212